

小浜市防犯カメラ設置事業補助金の手引き

小浜市防災防犯課

1 補助対象（設置者）

小浜市内の区等（区、地区）

2 補助金の目的

区等が防犯カメラを設置する事業に対して補助金を交付することで、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

3 補助内容

(1) 補助対象の防犯カメラ

地域の防犯力向上（主に犯罪の抑止）を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所を撮影するために常設し、撮影した映像を記録する機能を有するもの。

【注意】以下のものは対象外となります。

- 駐車場や会館等に財産管理目的で設置するもの
- ゴミ集積所等の監視目的で設置するもの
- ゴミの不法投棄対策目的で設置するもの
- 獣害対策目的で設置するもの
- ハンディカメラ
- ダミーカメラ
- 電源供給が安定せず、常時撮影し続けることが期待できないもの（電池や太陽光発電パネルにより稼働するものなど）

等

(2) 補助対象経費

- 防犯カメラの機器購入および設置工事に係る経費
- 表示板（「防犯カメラ設置中」等）の設置に係る経費

【注意】以下の費用は対象外となります。

- 設置に係る既存設備の撤去・移設経費、地代、占用料、取得・補償経費
- 維持管理費（電気料金、電柱添架料、修繕費等）
- モニター設置経費、太陽光発電パネル設置経費 等

※ 設置後の費用（維持管理費、撤去費用等）は全て区等の負担となります。

(3) 補助金の額

補助率 補助対象経費の2/3 ※千円未満は切捨て

補助金上限 防犯カメラ1台に係る経費につき10万円まで

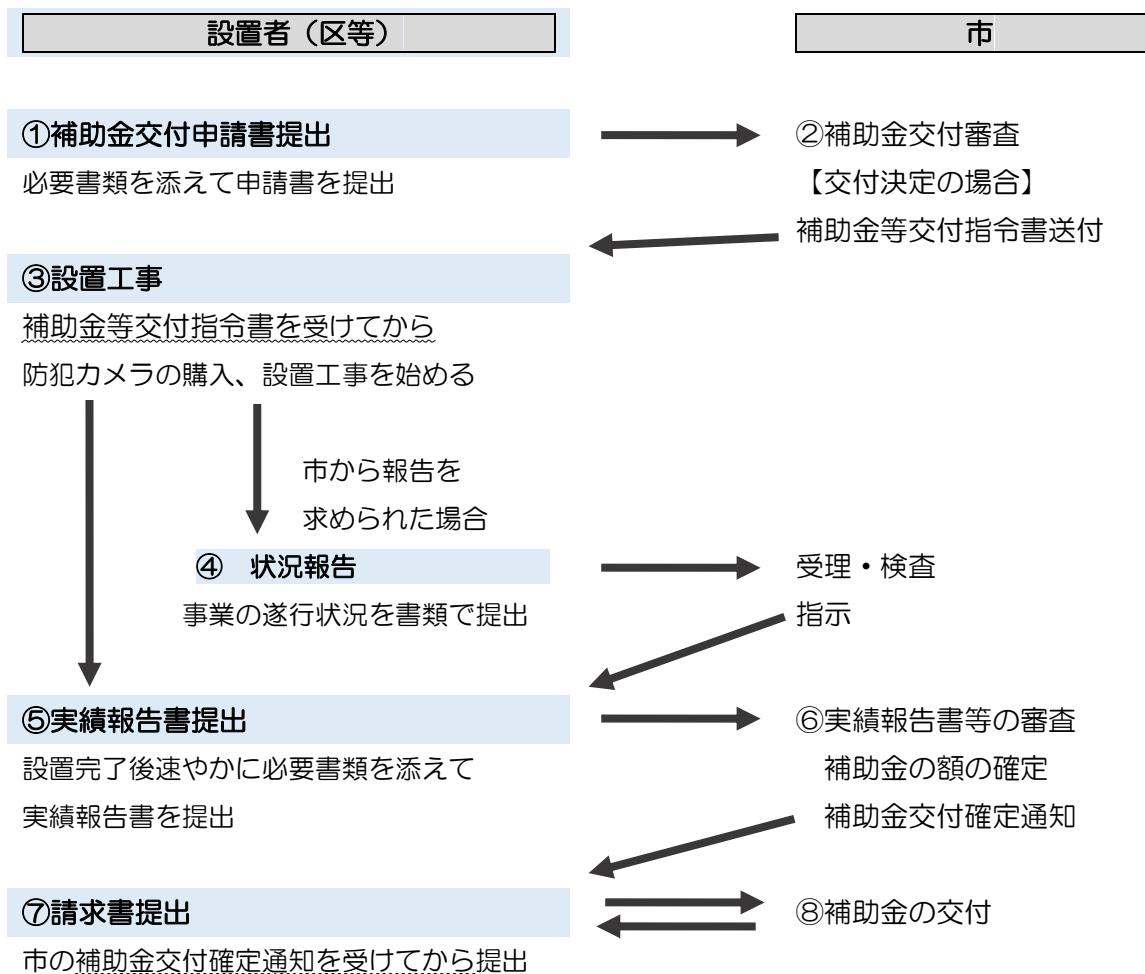
※1つの区等が補助金の交付を受けることができる額は、1会計年度につき20万円を上限とします。

(4) 補助条件

以下の全ての条件を満たすものに限りです。

- ① 本市域内に設置されるものであること。
- ② 撮影範囲が公道等であり、通学路や子どもの遊び場、子どもへの声かけや街頭犯罪の発生場所、既設カメラの位置等を踏まえ、区等と警察等の専門家が協議して新設する防犯カメラであること。
 - ※ 申請前に必ず設置場所等について警察と協議をお願いします。
提出書類に記載箇所があります。
- ③ 防犯カメラの設置および維持管理について、補助金交付申請までに、設置地域の住民に対しその内容の周知や説明等を行い、総会等で同意を得たものであること。また、防犯カメラの設置を明示する表示板等を設置すること。
 - ※ 同意を得た総会の議事録等は、申請時に写しを提出していただきます。
 - ※ 撮影範囲内の住民（画像に住居が映る方）の同意を必ず得てください（要同意書）。
 - ※ 防犯カメラおよび設置の表示板の設置位置の土地・建物所有者の同意を必ず得てください（要同意書）。
- ④ 防犯カメラの設置について道路法（昭和27年法律第180号）第32条その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、補助金交付申請までに、当該許可等を受けていること。
 - ※ 道路に設置する場合の道路占用許可、電柱に設置する場合の添架許可等
- ⑤ 防犯カメラの設置者等（防犯カメラを設置もしくは運用する者）または管理責任者は、補助金交付申請までに、防犯カメラの設置・運用を適正に行うための「設置・運用要領」を定めること。
 - ※ 「作成例」を参照してください。（小浜市ホームページに掲載しています。）
- ⑥ 各年度の2月末までに設置（実績報告）が完了できる事業であること。
- ⑦ 補助事業を実施する区等において、タウンライトアップ運動の実施を宣言していること。
 - ※ 専用の様式があります。（小浜市ホームページに掲載しています。）

4 手続きの流れ



5 申請について

申請にあたっては、下記書類を提出していただく必要があります。

余裕をもって準備いただくようお願いします。

申請書の様式、記載例等は、小浜市ホームページに掲載しています。

(1) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 防犯カメラ設置に係る地域住民の合意が確認できる議事録等の写し
- ⑤ 住居の全部または一部が防犯カメラの撮影範囲となる住民等の同意書の写し
- ⑥ 以下の場所が分かる見取図
 - ア 設置場所周辺
 - イ 防犯カメラの設置位置

ウ 防犯カメラの設置を明示する表示板の設置位置

エ 既存の防犯カメラの設置位置

- ⑦ 防犯カメラの設置位置及び防犯カメラの設置を明示する表示板の設置位置の写真
- ⑧ 防犯カメラの設置・運用に関する要領（作成例あり）
- ⑨ 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- ⑩ 防犯カメラの仕様書、カタログ等
- ⑪ タウンライトアップ運動実施宣言書（様式あり）
- ⑫ その他市長が必要と認めるもの

(2) 注意事項

- ① 防犯カメラにより撮影された画像は、プライバシーに十分配慮した取扱いが必要となります。
 - ◆画像の漏えい、滅失、棄損、改ざん等を防止するために必要な措置を講じること（画像データの適切な管理等）
 - ◆画像の設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりしないこと（法令に基づく場合や、県民等の生命・身体・財産の確保等のために緊急の必要がある場合、捜査機関等からの要請がある場合等を除く）
 - ◆画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこと
- ② 防犯カメラの設置・運用に関するトラブルや苦情は、設置者（区等）で対応することになります。

設置・運用に関しては、事前に十分に協議してください。
- ③ 録画した画像は概ね10日～1か月以内の保存期間となるようにしてください。
- ④ 必ず市からの【補助金等交付指令書】を受けてから、カメラの購入や設置工事を行ってください。

申請前や、申請後でも上記指令書を受ける前に、カメラの購入や設置工事を行った場合は補助対象となりませんのでご注意ください。
- ⑤ 申請の内容について、申請後に変更がある場合は、生活安全課までご連絡ください。

金額変更等、変更申請手続きが必要となります。

6 実績報告について

防犯カメラの設置完了後は、速やかに実績報告をお願いします。

(1) 提出期限

事業完了後30日以内または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに

(2) 提出書類

- ① 実績報告書（様式第7号）
- ② 収支決算書（様式第8号）
- ③ 防犯カメラ設置事業実施に伴う支出証拠書類の写し
（領収書、請求書、支払明細書など）
※ 領収書のほか、支出の内容が分かるものが必要となります。
- ④ 防犯カメラ設置後の現況および防犯カメラの設置を明示する表示板の現況がわかる写真
- ⑤ 防犯カメラによる撮影画像を印刷したもの
- ⑥ 防犯カメラの設置位置がわかる見取図（申請時と変更があった場合のみ）
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

7 請求について

実績報告書等の審査後、補助金額が確定すると、市から補助金交付確定通知があります。補助金交付確定通知を受けたら速やかに、請求書（様式第10号）および振込先口座の通帳（表紙の見開き）の写しを提出願います。

8 関係資料の保存について

補助金の交付を受けた区等は、事業の実施に関する関係資料、収支に関する帳簿および支払に関する証拠書類について、対象事業が完了した日の属する年度の終了後から5年間保管してください。

※例） 令和7年12月1日に事業が完了した場合
令和8年4月1日から5年間保存 ⇒ 令和13年3月31日まで保存

9 その他

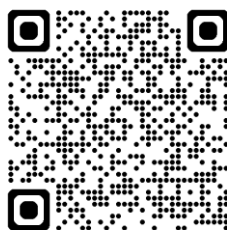
◆共架申請

防犯カメラを電柱に取り付ける場合は、事前調査や共架申請をしてからの審査等を含めると1～2か月程度かかる場合もあるようです。一度下記【参考】Webページをご覧ください。

取り付けできない場合や、取り付けにも高さ等の制約や手続きが様々ございます。カメラ設置を業者に依頼する際、これらの申請手続きも代行可能か含めてご相談いただくとよいかと存じます。

【参考】

- [関電サービス株式会社 | 設備を維持管理する | 共架業務](http://www.kandensv.co.jp/service/management/kyouga/index.html)
<http://www.kandensv.co.jp/service/management/kyouga/index.html>



- [【NTT 西日本】添架申請の流れ（防犯カメラ） | 添架申請サポートWEB - 通信・ICT サービス・ソリューション](https://www.ntt-west.co.jp/tenga/camera/after/)

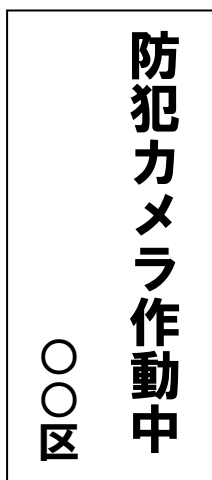
<https://www.ntt-west.co.jp/tenga/camera/after/>



◆防犯カメラ設置表示板

表示板は、その場所を通る人に防犯カメラが設置・作動していることを認識してもらうために設置するものです。

そのため、撮影区域の見やすい場所に設置するとともに、以下の基準での設置をお願いします。



【大きさ】

縦型 縦30cm×横10cm以上

横型 縦10cm×横30cm以上

【記載内容】

「防犯カメラが作動中である旨」「設置者名（区名等）」を必ず記載してください。

申請受付・問い合わせ窓口

小浜市 総務部 防災防犯課

(TEL 0770-64-6007)